

桃山学院大学における公的研究費の不正防止対策

2015年(平成27年)4月1日策定

2019年(平成31年)4月1日更新

2022年(令和4年)4月1日更新

I. 不正防止対策の基本方針

研究者等およびその事務を行う者は、学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において、交付決定を受けた(研究実施の内示、契約締結を含む)競争的資金等に係る研究の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)およびこれに基づく法令ならびに交付決定通知書(契約書を含む)に記載された事項等および学内諸規程を遵守し、経費の使用に関して説明責任を有することを踏まえて、公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

II. 不正防止計画

桃山学院大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日、令和3年2月1日改正、文部科学大臣決定)を踏まえ、公的研究費の適正な管理・監査を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

なお、同計画の取り組みを進めるなかで不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正の発生する要因	具体的な防止計画および実施状況
競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	公的研究費の責任体系に対する周知が不足することにより、その役割、責任の所在・範囲と権限が曖昧となる。	「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程」に基づいた、責任体系を本学のホームページに公表する。
	公的研究費の運営・管理に関する責任体系が、実態に即していない場合は、内部統制を構築できない。	日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するために、責任体系について、実態との乖離がないかを定期的に見直す。
監事に求められる役割の明確化	監事に求められる役割が不明確。	責任体系に監事の役割を明記する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	具体的な防止計画および実施状況
コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)	法令遵守意識が低下することにより、利便性を優先してしまう可能性や、研究のために使用すれば多少のことは許されるという甘さがある。	執行ルールの説明会時に不正使用防止についても説明する。
		競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員対象のコンプライアンス教育を毎年実施し、理解度チェックにより理解度を確認する。
		研究者のみならず、公的研究費にかかわるすべての者から、法令遵守および不正防止についての誓約書を徴収する。
		不正を起こさせない組織風土の形成のため、全ての構成員対象の啓発活動を四半期に1回程度実施する。

ルールの明確化・統一化	使用ルール、規程等や事務処理手続きに関するルールの理解不足により、不適切な使用につながる。	執行ルールについてはマニュアルを作成し、研究代表者および研究分担者に対して毎年、説明会を実施する。 執行ルールの説明会終了後に理解度チェックを実施し、理解度を確認する。
職務権限の明確化	業務の実態と職務分掌との乖離。	競争的研究費等の事務処理に関する構成員の責任と権限について、決裁権限等を明確化し、関係者への周知を図る。
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規定の整備及び運用の透明化	告発等の取り扱い、調査及び懲戒に関する規定等の理解が不足している。	規程を適宜見直し、不正の告発対象や告発者保護、対応についてわかりやすく示し周知する。また、機関内外からの告知等を受け付ける窓口・方法の周知を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因	具体的な防止計画および実施状況
不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	不正防止計画の実効性が低い。	防止計画推進の部署を置き、統括管理責任者とともに、機関全体の具体的な対策を策定・実施状況を確認する。また、監事との連携を強化し、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	不正を発生させる要因の把握が不足している。不正発生要因に応じた具体的な対策を、計画的に実施できていない。	定期的に実施状況を検証して、不正防止計画を改定する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正の発生する要因	具体的な防止計画および実施状況
予算執行状況の管理・把握	研究計画に基づいた予算執行が行われないと、特定の時期に集中する。多忙により事実確認が不十分になる可能性がある。	研究者に対して、定期的に予算執行状況を確認することを周知し、必要に応じて注意喚起を行う。
不正関与取引業者への対応	特定の業者に発注が集中する。	特定の業者との取引が頻繁なケースに対しては、その理由を確認する。 一定の取引実績を考慮し、取引業者から誓約書を徴収する。
発注・検収業務	研究者発注や自己検収が行われる場合は、業者との癒着や不正取引の可能性がある。	検収業務担当者(事務)による全件の検収および業者払いを原則とする。 業者に対しては、癒着・不正防止の取組についての協力を要請する。
物品管理	公的研究費で購入した物品が、購入後に転売するなど目的外に使用される可能性がある。	「科研費図書台帳」「科研費備品台帳」に登録されている物品等の管理状況について、毎年度、研究者本人より書面による報告を求める。
旅費	事実確認が不十分な場合、出張旅費については、カラ出張や水増し請求の可能性がある。	出張旅費は、所定の様式による申請手続きと事実確認を経たものについてのみ支出する。

アルバイト・謝金	実態の伴わない作業の謝金やアルバイト料を請求する。	アルバイト料は立替払いを認めず、作業従事者本人名義の口座へ直接振り込みする。
		アルバイト料については、作業従事者本人に対して事前面談を実施し、根拠資料(成果物)の提出および事後の事実確認を経たものについてのみ本人名義の口座へ直接振り込みする。
		謝金については立替払いを認めず、本人名義の口座へ直接振り込みすることを原則とし、根拠資料(成果物)の提出や無作為抽出による事後確認も実施する。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正の発生する要因	具体的な防止計画および実施状況
相談窓口	ルールに対する理解や認識が不足すると誤った解釈で経費が執行される。	相談窓口の設置を広く周知し、利用促進を図る。
通報窓口	通報(告発)事案が放置されることにより、不正リスクが増大する。	通報窓口をホームページに公表して機関内外に周知する。

6. モニタリングの在り方

項目	不正の発生する要因	具体的な防止計画および実施状況
内部監査	内部監査が牽制とならない場合に、不正リスクが増大する。	監査室はリスクアプローチ監査を実施することにより、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。また、不正防止計画への取組について機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか確認・検証する。